

福岡県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の中堅・中小企業等の人材の確保と、その活用による成長の実現を支援するため、県内事業者が、「福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点」(以下「プロ拠点」という。)を通じて、副業・兼業の形態でプロフェッショナル人材を受け入れる際に発生する経費に対して、予算の範囲内において、福岡県副業・兼業人材活用促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 プロ拠点

福岡県内の企業等に「攻めの経営」のマインドを植え付ける旗振り役となり、プロフェッショナル人材に対するニーズを明確化していくと同時に、多様な施策と個々の案件との相乗効果を目指し、地域における様々なニーズの顕在化に取り組む関係者を積極的にコーディネートする拠点をいう。

二 プロフェッショナル人材

新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材であって、業務を行う最小単位の組織の長又は各種団体の長として1年以上の経験、若しくは、企業又は官公庁等における概ね5年以上の実務経験を有するもの。

三 副業・兼業

プロフェッショナル人材が雇用契約又は業務委託契約等に基づき職務や期間を限定して業務を行うこと。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

一 福岡県内に本社又は主たる事業所を有する事業者であること。

二 プロ拠点を活用して、初めて副業・兼業プロフェッショナル人材を活用する者であること。

2 交付対象者は以下に該当しないものとする。

一 暴力団又は暴力団員

二 暴力団員が事業主又は役員であるもの

三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

四 県税を滞納するなど法令に抵触し、助成が適当でないと認められるもの

(補助金の交付対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、県内事業者が、プロ拠点を活用して、初めて副業・兼業プロフェッショナル人材を活用する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、県内事業者が副業・兼業プロフェッショナル人材を受け入れる際に発生する経費のうち、知事が必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。なお、副業・兼業プロフェッショナル人材が従事する業務は、プロフェッショナル人材としての知見・ノウハウを活用し、企業の経営課題の解決に資するような業務であることとする。

- 2 補助対象経費の詳細は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 補助対象経費は、交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が第7条に定める補助対象期間内に事業を完了し、第14条に定める実績報告日までに支払いを完了した経費に限る。

(補助率及び補助限度額)

第6条 補助率は、補助対象経費の10分の8以内とする。

- 2 補助限度額は、一つの補助事業者につき、50万円とする。
- 3 第1項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、契約期間6か月以下かつ、交付決定の日から当該年度の2月末日までの間の事業完了日までとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が別に定める期日までに次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 交付申請書（様式第1号）
- 二 補助事業計画書（様式第2号）
- 三 申請者概要書兼誓約書（様式第3号）
- 四 役員名簿（様式第4号）
- 五 納税証明書
- 六 補助対象経費の根拠資料（雇用契約、委任契約又は業務委託契約を証する書類（契約

書等の写し)等)

七 その他知事が必要と認めるもの

- 2 申請者は、申請をするにあたって、この補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

（決定の通知）

第9条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定を行い、交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業等の内容の変更）

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業効率の低下をもたらさない補助事業実施計画の細部の変更をするときは、この限りではない。

（1）補助対象経費の20%を超える変更を行う場合。

（2）（1）に該当しない場合のうち、補助事業の内容に著しい変更が生じた場合。

- 2 知事は、前項に定める承認をする場合の決定通知は、補助金等の交付決定額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（様式第7号）により、補助金等の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書（様式第8号）により行うものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請を承認する場合は、中止（廃止）承認通知書（様式第10号）により行う。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行状況及び収支の状況について、知事から要求があったときは速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む）したときは、その完了した日から20日以内又は交付決定に係る県の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第11号）に成果物を添えて知事に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第15条 知事は、補助事業者から実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第16条 補助事業者は、前条の規定により交付する確定通知書を受領した後に、請求書（様式第13号）を提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付すべき補助金の請求があった場合は30日以内に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、第12条の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 この要綱に違反したとき。
- 二 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったとき。
- 三 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
- 四 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。

2 前項の規定は、第15条の規定に基づく額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第1項の取り消しをした場合において、既に当該取消しにかかる部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の返還期限)

第18条 規則第17条第1項及び第2項に規定する返還の期限は、当該返還命令の日から20日以内とする。

(補助事業の経理等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、これに関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 知事は、必要に応じて補助事業者に報告を求め、補助事業に係る帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を検査できるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第20条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月4日から施行し、令和7年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金について適用する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費
紹介手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副業・兼業プロフェッショナル人材のマッチングに伴い、民間人材紹介会社へ支払う人材の紹介（仲介）手数料
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副業・兼業プロフェッショナル人材を派遣する企業へ支払う業務委託料
報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副業・兼業プロフェッショナル人材に支払う報酬
旅費 （交通費）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副業・兼業プロフェッショナル人材が業務に従事するため、就業地まで公共交通機関で移動する際の交通費。 ・ 経済的かつ合理的な経路及び方法によって移動した場合の費用を上限額とし、往路、復路をそれぞれ対象とする。 ・ 1回の往復移動に伴う交通費の実費負担の合計額が1万円未満の場合は宿泊費を含めた全体を対象外とする。
旅費 （宿泊費）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副業・兼業プロフェッショナル人材が業務に従事するため、就業地（県内に限る）で宿泊する際の宿泊費。 ・ 1泊当たり18,000円を上限額とし、食費は補助対象外とする。 ・ 前泊は、前泊しなければ就業時間に間に合わない場合に限り補助対象とし、後泊は、終業後移動手段がない場合に限り補助対象とする。

※ 旅費の算定は、福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の例によること。